

中間貯蔵開始後 30 年以内に福島県外での最終処分を 完了するための取組の進捗状況に関する報告

令和元年 5 月 環境省

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 120 号)附帯決議に基づき、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外での最終処分を完了するための必要な措置に係る取組の進捗状況について報告する。

環境省では、有識者による検討を踏まえ、平成 28 年 4 月、中間貯蔵開始後 30 年以内の福島県外での最終処分の完了に向け、技術開発等の取組に係る中長期的な方針として、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」(以下、「戦略」という。)及び工程表を策定し、戦略及び工程表に沿って、最終処分が必要な土壌等の放射能濃度や量を絞り込むため、減容技術の開発、全国的な理解を得つつ再生利用を推進すること等の取組を着実に進めていくこととした。また、平成 31 年 3 月 8 日に閣議決定された『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」においても、「福島県内の除去土壌等の県外最終処分量を低減するため、政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組む」こととされているところである。

戦略及び工程表に沿って、実施した主な取組は以下のとおりである。

(1) 「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」の見直しの実施

平成 30 年度が「戦略」の中間年度にあたることから、平成 31 年 3 月 19 日に実施した中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会(以下、「戦略検討会」という。)(第 10 回)において、「戦略」の中間目標の達成状況、それ以降の技術開発や再生利用の見通し等を総合的にレビューし、令和 6 年度の戦略目標に向けた今後の取組の具体化等の見直しを行った。

(2) 除去土壌を用いた再生利用実証事業を継続・展開

平成 28 年 6 月に取りまとめた「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を踏まえ、放射線に関する安全性の確認や具体的な管理の方法の検討・検証を行うため、除去土壌を用いた再生利用実証事業を継続・展開した。

福島県南相馬市東部仮置場における試験盛土の実証事業において引き続き安全性を確認したことに加え、飯舘村長泥行政区において、資源作物等の試験栽培のため、再生資材化した除去土壌を用いた農地造成の実証事業に着手した。また、南相馬市小高区の常磐自動車道工事における実証事業を検討していることについて、地元への説明を行った。なお、二本松市の市道における実証事業については、平成 30 年 6 月に事業を再検討することとした。

また、中間貯蔵施設内の大熊町内において、分級処理システム技術を確立する実証事業を継続し、高度分級による効果を確認した。

(3) 「再生利用の手引き(案)」を作成

戦略検討会(第 10 回)において、再生資材を公共事業等で安全に取り扱う上での技術的な留意事項を整理した「再生利用の手引き(案)」を提示した。本手引き(案)については、今後、内容の拡充、見直しを図っていく。

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 工程表

中間目標

戦略目標

中間貯蔵開始後年数(年)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11~30	
年度		2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度~2044年度 令和7~26年度	
戦略の進行管理	国内外の研究・技術開発の現状把握・評価 減容・再生利用技術開発戦略、工程表の取りまとめ 戦略に基づく取組の進捗状況のレビュー・精緻化等 中間年度における戦略の見直し 中間貯蔵施設内の研究開発施設の運営方針の検討	減容・再生利用技術の現状把握・評価											
		技術開発戦略・工程表の取りまとめ	技術開発戦略の進捗状況のレビュー、精緻化等										
1. 減容・再生利用技術の開発	[公募型技術実証] 将来的に活用可能性のある技術の小規模実証・評価	技術評価 (除染・減容等技術実証事業)	将来的に活用可能性のある技術の小規模実証・評価(減容等技術実証事業等)										基盤技術開発を一通り完了
	[直轄型システム技術実証] 分級処理及び分級以外の技術開発 放射線管理技術の確立 低濃度土壌を用いた先行的活用 減容処理のシステム技術実証及び浄化物の土木資材へのモデル的活用に関する実証試験	分級処理のシステム技術開発の先行	分級以外のシステム技術開発										
		放射線管理技術の確立 低濃度土壌の先行的活用	浄化物の土木資材へのモデル的活用に関する実証試験										
		分級処理のシステム技術及び浄化物のモデル的活用に関する実証	分級以外のシステム技術及び浄化物のモデル的活用に関する実証										
2. 再生利用の推進	再生資材等の利用動向・要求品質の調査、安全性確保の検討 再生利用の基本的考え方の取りまとめ 用途ごとの手引きの作成・充実化 再生利用の促進方策、実施方針等の検討・取りまとめ、方策の見直し	再生資材等の利用動向・要求品質の調査、安全性確保の検討	再生利用の基本的考え方の取りまとめ										
		用途に応じた再生利用の手引きの作成	モデル事業等を踏まえた手引きの充実化										
		再生利用の促進方策、実施方針等の検討・取りまとめ、方策の見直し											
3. 最終処分の方方向性の検討	社会的受容性を段階的に向上させることを目的とした実証事業、モデル事業の実施 浄化物や低濃度土壌の再生利用先の具体化のための調査・検討、再生利用の順次開始、再生利用の本格化の推進	社会的受容性の段階的向上に向けた取組 (地域住民等のステークホルダーからの理解・信頼の醸成、情報公開・対話を通じたノウハウの蓄積)											
		再生利用の促進方策検討や手引き作成等につなげるための実証事業、社会的受容性を向上させることを目的としたモデル事業											
		再生利用先の具体化、再生利用の順次開始、本格化の推進											
4. 全国民的な理解の醸成等	最終処分シナリオに応じた減容技術の組合せの検討 減容技術の絞り込み及び最終処分の方式に係る検討 最終処分場の構造及び必要面積等の検討	最終処分シナリオに応じた減容技術の組合せの検討	減容技術の絞り込み及び最終処分の方式に係る検討										
		最終処分場に要求される施設構造等の要件整理	最終処分場の構造、必要面積等に係る選択肢の検討										
		最終処分方式の具体化 取り出し・搬出方法、跡地利用等の検討 最終処分地の調査検討、調整 最終処分地の整備 最終処分地への搬入開始	最終処分完了										
4. 全国民的な理解の醸成等	関係府省庁、自治体、関係団体、専門家・学術、教育機関、NPO等との連携 ウェブサイト等を通じた各措置の進捗等について広く公開・情報発信 技術開発・再生利用の進捗に応じた対話型・参加型の理解・信頼醸成活動の実施	関係府省庁、自治体、関係団体、専門家、学術・教育機関、NPO等との連携した取組 ウェブサイト等を通じた各措置の進捗等について広く公開・情報発信											
		技術開発・再生利用の進捗に応じた対話型・参加型の理解・信頼醸成活動の実施											
		国際機関・二国間対話等における情報発信、国際的な情報交換・レビュー、国内外の研究開発機関等との連携、体制整備											

中間貯蔵開始後11年目から30年目にかけては、最終処分の方方向性を明確化した上で、最終処分地に係る調査検討・調整、最終処分地の整備、最終処分地への搬入等を順次実施していく。